

平成28年12月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

12月度の全体の相談受付件数は計150件で、前月度と比較すると25件増、対前年同月比では15件減（新車関係4件増、中古車関係24件減）となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」「メーカー系ディーラー」からの問い合わせが多く、全体の約61%を占めています。

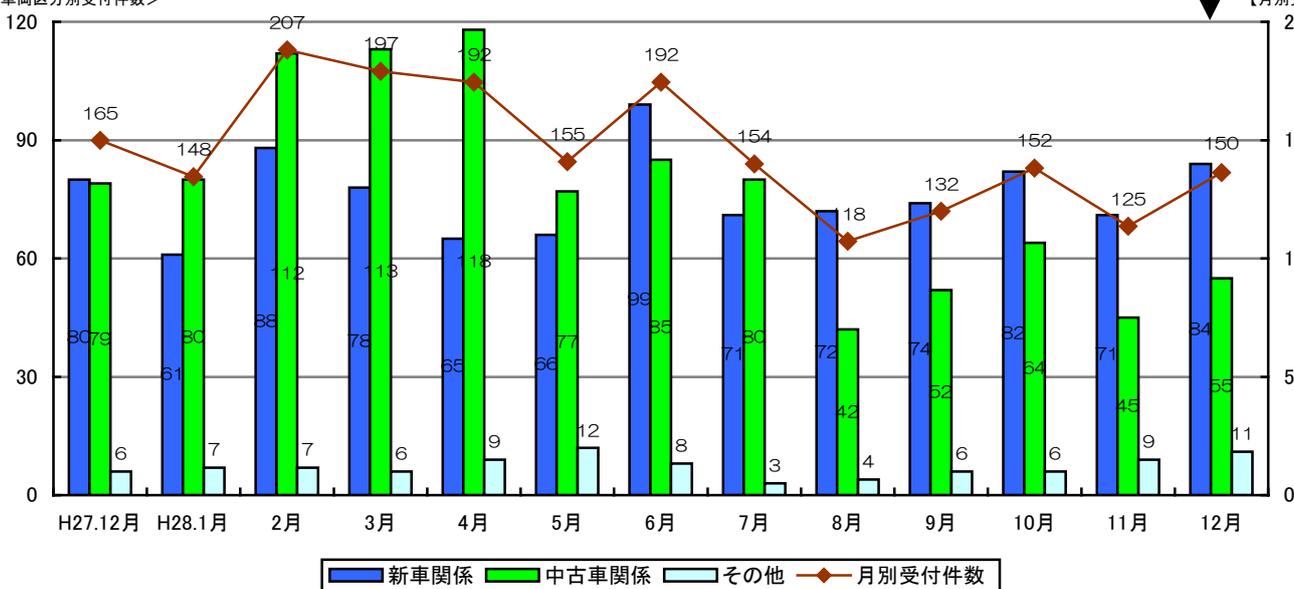
【相談者の内訳・平成28年12月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	84	55	11	150
広告代理店等	48	14	5	67
メーカー系ディーラー	18	6	0	24
自動車関係団体	7	9	4	20
中古車専門店	2	12	1	15
中古車情報誌社	1	9	1	11
メーカー	6	2	0	8
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	2	3	0	5

【相談受付件数の推移・平成27年12月～平成28年12月】

<車種別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが多く、インターネットバナーにおける残価設定ローンの表示等について問い合わせが寄せられました。また、景品関係では、限定値引き商品の購入者を先着から抽選に切り替える企画の可否等について、問い合わせが寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	66	78.6%	その他	1	1.2%
景品関係	17	20.2%	合計	84	100%

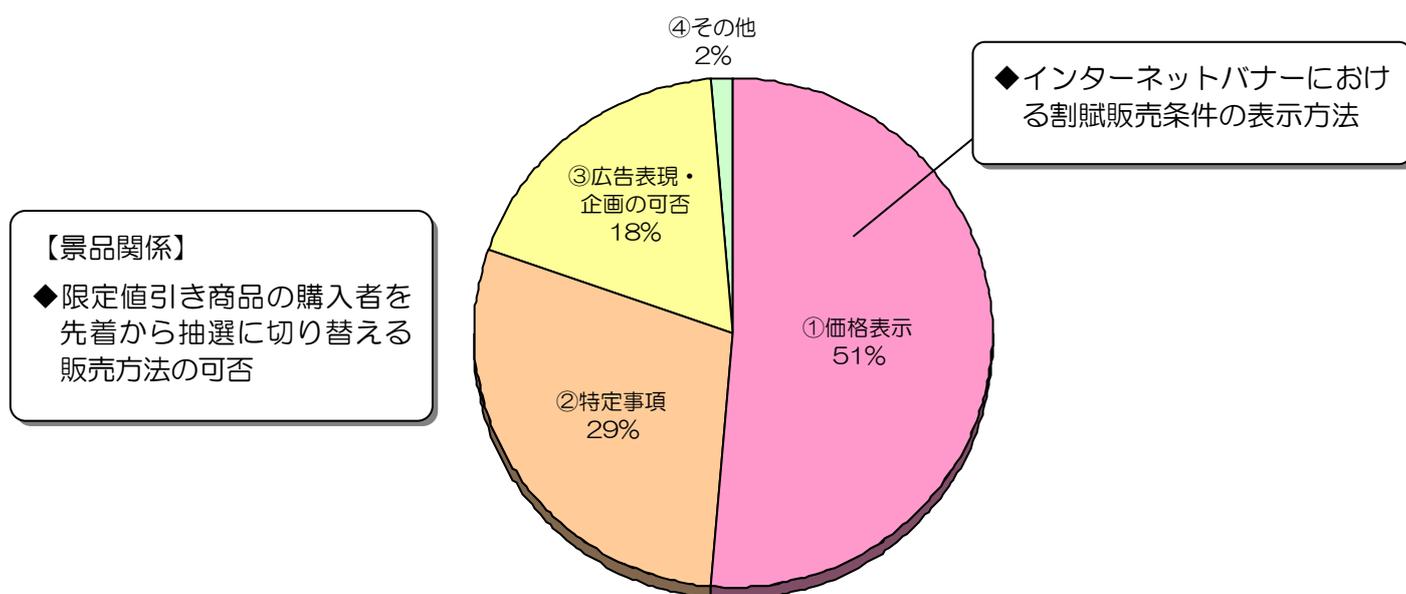
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	34	51.5%	安全・環境（ASV技術）	8	12.1%
表示方法	14	21.2%	競合比較	1	1.5%
付属品・特別仕様	2	3.0%	特別仕様・限定	4	6.1%
値引き表示	9	13.6%	③広告表現・企画の可否	12	18.2%
割賦・リース	7	10.6%	広告表現の可否	7	10.6%
その他	2	3.0%	企画の可否	2	3.0%
②特定事項	19	28.8%	抽象的な問い合わせ	3	4.5%
ランキング	1	1.5%	④その他（整備・用品関係）	1	1.5%
燃費	5	7.6%	合計	66	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	11	64.7%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	3	17.6%	その他（期間延長等）	3	17.6%
			合計	17	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

12月の事例【新車関係】

〔インターネットバナーにおける割賦販売（残価設定ローン含む）の表示〕

Q. 今度、ポータルサイトに自社ローンに関するバナーを掲載するのですが、スペースの関係で全て表示できないことから、「▲▲（車名）○○ローン 月々15,000円～ その他の支払条件はこちらをクリック」とのみ表示して、当該車種のグレード一覧画面にリンクさせようと考えています。リンク先のグレード一覧画面にはその他の割賦販売条件は表示されていませんが、グレード毎の詳細画面には「○○ローン支払例はこちら」というボタンを設置し、それをクリックすると表示されるようにしようと考えていますが、問題ありませんか？

A. 月々の支払額を表示した場合、あたかも当該支払額のみで購入できるかのように誤解されないよう、他の割賦販売条件を近接した場所に明瞭に表示することが必要であり、バナーにおいても同様です。ただし、バナー広告の場合は、スペースの関係で、全ての項目を表示できなかったり、全ての項目を表示するとかえってわかりにくくなるケースもありますので、スペースの関係で全て表示できない場合は、「▲▲（車名）○○ローン 月々15,000円～ その他の支払条件はこちらをクリック」等と表示した上で、バナーのリンク先に全ての割賦販売条件が明瞭に表示されていれば問題はないものと考えます。

ただし、ご質問のケースのように、バナーのリンク先から、さらにクリックしないと割賦販売条件等が見られないようなものや、下までスクロールしないと表示されなかったり、他の説明に埋没しているものについては、割賦販売条件を明瞭に表示したことになりません。

〔購入希望者多数の場合は抽選で販売〕

Q. オプション品5点セット通常35万円のを、先着5名に20万円（15万円値引）で販売する予定です。ただし、購入希望者が多数来場された場合には、購入者を抽選で決めようと考えています。広告やDM等に「希望者多数の場合は抽選で購入者を決定する」旨を表示すれば問題ないでしょうか？

A. 通常の販売価格から値引きした商品を抽選で販売する場合、その値引き額が景品類とみなされます（一般懸賞により提供できる景品類の最高額は10万円）ので、値引き額の15万円は過大な景品類の提供に当たります。よって、希望者多数の場合、抽選販売に切り替えるのであれば、値引き額を10万円以下にしておくことが必要です。

なお、値引き額をそのまま販売するのであれば、先着順で販売するようにして下さい。

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『価格表示』、『おとり広告』に関する問い合わせが多く、価格表示については、消費税込と消費税抜のリース料金の併記について、おとり広告については、展示場に無い車両の広告掲載についての問い合わせが寄せられました。また、広告表現に関する問い合わせとして、機能に不具合がある場合の装備品マークの表示の可否について、問い合わせが寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	43	78.2%	その他	6	10.9%
景品関係	6	10.9%	合計	55	100%

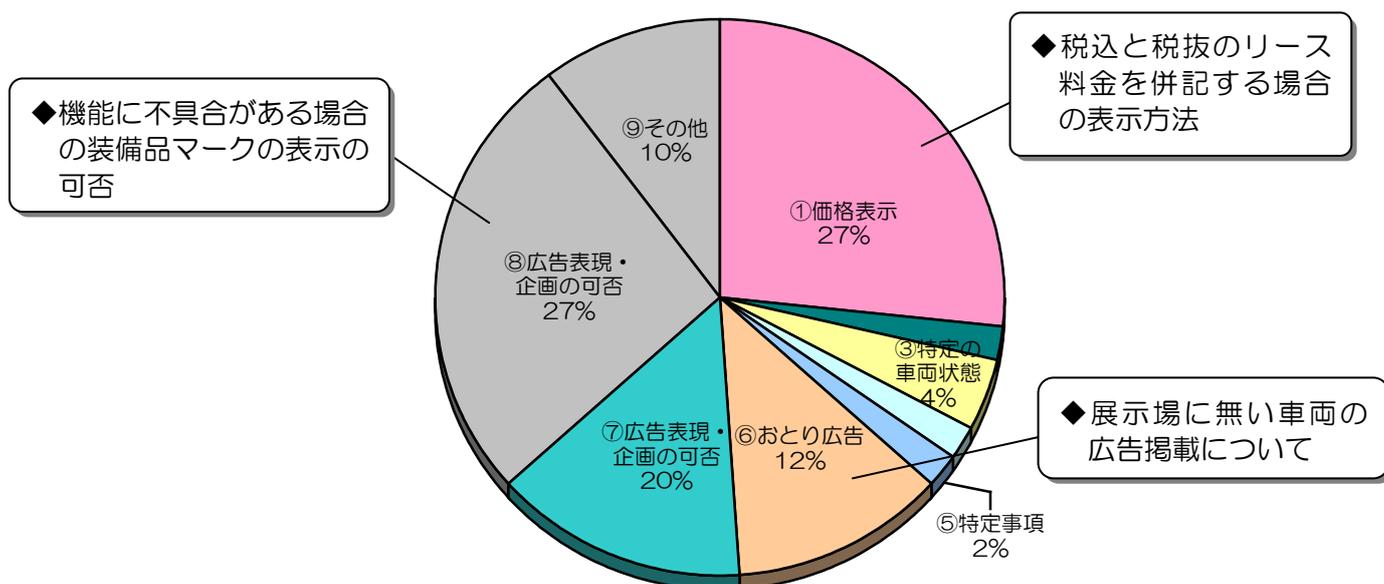
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	13	30.2%	⑤特定事項	1	2.3%
値引き表示	4	9.3%	燃費	1	2.3%
支払い総額	6	14.0%	⑥おとり広告	6	14.0%
割賦・リース	2	4.7%	⑦下取・買取関係	1	2.3%
②必要表示事項	1	2.3%	⑧広告表現・企画の可否	13	30.2%
定期点検整備実施状況	1	2.3%	広告表現の可否	6	14.0%
③特定の車両状態	2	4.7%	企画の可否	1	2.3%
④交換歴車シール等	1	2.3%	抽象的な問い合わせ	6	14.0%
			⑨その他	5	11.6%
			合計	43	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	3	50.0%	オープン懸賞	1	16.7%
一般懸賞（抽選等）	2	33.3%	その他	0	0.0%
			合計	6	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

12月の事例 [中古車関係]

〔消費税込と消費税抜のリース料金の併記〕

- Q. リースの広告において、消費税込みと消費税抜きのリース料金の併記しようと考えていますが可能でしょうか？ また、併記が可能な場合、表示する際の注意点があれば教えてください。
- A. 消費税込みと消費税抜きのリース料金を併記することは可能ですが、消費税込みのリース料金を明瞭に表示して下さい。

※「明瞭に表示する」とは・・・

文字の大きさを消費税抜きのリース料金と同等以上とし、さらに、位置関係や配色に注意して表示するなど、消費税込みのリース料金を目立つように表示することをいいます。

(明瞭に表示した例) 位置関係を上下に配置した例

①税込を大きく、税抜を小さく表示した例

月々のリース料金
10,800円(消費税込)
10,000円(消費税抜)

②税込を太字、税抜を細字で表示した例

月々のリース料金
10,800円(消費税込)
10,000円(消費税抜)

③税込を赤字で背景色を付け、税抜を黒字で表示した例

月々のリース料金
10,800円(消費税込)
10,000円(消費税抜)

〔展示場に無い車両の広告掲載について〕

- Q. 当社は、展示場のスペースが少ないため、近くの空き地を借りて、展示場に展示することのできない在庫車を置いていますが、このような車両を広告掲載することは可能でしょうか？
- A. 広告を見た消費者は、掲載車両は店頭(展示場)に展示され、すぐに車両を確認することができると考えて来店されます。よって、消費者が来店した際に広告掲載車両が店頭に表示されていないと、販売する準備がなされていない中古車についての広告(おとり広告)の疑いをもたれる可能性がありますので、該当する広告掲載車両には、「別の場所に保管しており、店頭には展示していないため、現車確認の際は事前に連絡をいただきたい」旨等を表示するとともに、要望があった場合は店頭へ移動するなどの対応をとることが必要となります。
- なお、中古車情報誌等においては、店頭以外の場所に保管されている車両を掲載する際のルールを定めている場合がありますので、各媒体社のルールに沿って掲載するようにして下さい。

〔機能に不具合がある装備品についての表示〕

- Q. チラシ広告において、ナビが装着されている車両について、「ナビマーク」を表示しています。現在展示している車両の中に、機能の一部に不具合があるナビが装着されている車両があるのですが、ナビの場合は走行に支障がなく、また、お客様が中古車を購入した後で他のナビに交換することもあるため、修理等はせずに販売しようと考えています。このような車両にも「ナビマーク」を表示することは問題ないでしょうか？
- A. ナビマークとその説明を見た消費者は、「ナビが装着されていて、問題なく作動する」と認識しますので、不具合があるナビが装着されている車両にはナビマーク(「ナビが付いている」旨)を表示することはできません。(他の装備品マークも同様。)

なお、走行に支障があるものについては、修理して問題のない状態にして販売することが必要(「要整備箇所あり」と表示した上で具体的な部位を表示して販売する場合は除く)ですが、例えば走行に支障がないナビの場合は、購入者が購入した後で新型のナビに交換する可能性もありますので、ナビに不具合がある状態で展示・販売する場合は、トラブル未然防止の観点から、展示車に「ナビに不具合がある」旨を表示するとともに、商談時に十分説明することが必要です。(インターネット広告等において、車内画像にナビが写り込んでいる場合も同様)